次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻	一　［同上］

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　六、一一〇 A三E　七、二八五 A三E　七、三三五	午前一時から午前二時まで
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九三五 A三E　六、〇八五 A三E　七、四一〇	午後十時から午後十一時まで
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九三五 A三E　六、〇八五 A三E　六、〇九五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

［二　略］

［二　同上］

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　六、〇九〇 A三E　六、一六五 A三E　七、二一五	午前一時から午前二時まで
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九六五 A三E　六、〇四〇 A三E　七、二一五	午後十時から午後十一時まで
しおかぜ	しおかぜ	A三E　六、〇九〇 A三E　六、一六五 A三E　七、二九五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県山県市柿野字高山一三三〇の一、一三三〇の一七、字北山一七八九の一六、一七八九の二四八、一七八九の二四九、日永字小日屋三五五の一、三五五の二、三五七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県山県市富永字薑一一八六の二、一一八六の六、一一八七の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市鴨庄字姥ヶ谷四四八二の一、四四八二の三、字官府四四九四の一、四四九六の一、四四九六の二、四四九七、四四九九の五、四四九九の一一、四四九九の三〇から四四九九の三六まで、四四九九の四二、字丸山二〇三五の一、二〇三五の七、字山脇四五四一の七・四五四二の六・四五四三の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四五三〇の四、四五三〇の五、四五三二の二、四五三二の六、四五三二の八、四五三二の一七、四五三六の一、四五三九の二、四五四〇の一、四五四一の一から四五四一の三まで、四五四一の六、四五四二の五、四五四四の三、四五四四の一二、字手箱四五七三の一、四五七三の九から四五七三の一一まで、四五七九の一、四五七九の一一、字小方峠四五四八の一、四五四九、四五五〇の二、四五五〇の一一、四五五〇の一四、四五五〇の一六、字焼山四四四二の六、四四四二の七、四四四二の四三から四四四二の四五まで、四四四二の四七、四四五〇の四、四四五一の三、四四五二の四、四四五二の一、四四五八の一、字新開四四一二の一、四四一七の二、四四一七の三、四四一七の一二から四四一七の一六まで、四四一八の一、四四一八の二、四四一八の四、四四一八の一一、四四一八の一二、四四二四の一、四四二七の一、字新池奥四四八三の三、四四八三の六から四四八三の一〇まで、四四八三の一二、四四八三の一五、四四八三の一七、四四八三の一九、四四八三の二〇、四四八四の二、字新田峠四五六八の一、四五六八の二、四五六八の四、四五六八の八、四五六八の一〇、四五七二の一、四五七二の九から四五七二の一二まで、字真如堂四四四二の一、字大人四六一〇の一二、四六一〇の一六、字大谷四四三三の一、四四三三の三から四四三三の五まで、四四三四の一、四四三四の七から四四三四の一三まで、四四三四の一五、四四三五、四四三六、四四三八の四、四四三八の九、四四三八の一四、四四四〇の二、字池尻四四九二の一、四四九二の三、四四九三の二、甲四四九〇の一、字中山田四五五八の一、